

改正労働基準法等説明会

～働き方改革関連法について説明会を開催します～

「働きすぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため、時間外労働時間の上限規制、勤務間インターバル制度の導入促進、年5日間の年次有給休暇の取得、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ、労働時間の客観的な把握、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の創設、産業医・産業保健機能の強化などを含む労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法が改正され、2019年4月1日から順次施行されます。

東京労働局では、企業の人事労務担当者等を対象に、これらの法律の内容等について理解を深めていただくため、説明会を開催いたします。

【日 時】

平成30年12月14日（金）

9：30～11：50

【場 所】

九段第3合同庁舎

11階2-1、2-2国共用会議室

（千代田区九段南1-2-1 右図参照）

【定 員】

100人 <参加無料>

【内 容】

- 改正労働基準法について
講師/東京労働局 労働基準部 監督課
- 改正労働安全衛生法について
講師/東京労働局 労働基準部 健康課
- パートタイム・有期雇用労働法等の内容について
講師/東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

※参加をご希望の方は、下記参加申込書により、FAXにて下記期限までにお申し込みください。

定員になり次第、期限前でも締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。

参加票はお送りいたしませんので、当日はこのチラシをご持参いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京労働局 労働基準部 監督課 （電話03-3512-1612）

【12月14日開催説明会 参加申込書】

FAX 03-3512-1556 ※申込期限：11月16日（金）

（送付状不要）



※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。

会社名 参加者職氏名	参加人数 人
連絡先（電話）	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。 -

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。